

○厚生労働省告示第二百五十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年八月三十一日
厚生労働大臣 加藤 勝信

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示
（特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正）

第一条 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表 I （略） II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～132 （略） 133 血管内手術用カテーテル (1)～(8) （略） (9) 血栓除去用カテーテル ①・② （略） ③ 経皮的血栓除去用 ア 標準型 34,000円 イ 破砕吸引型 448,000円 ④ （略） (10)～(22) （略） 134～145 （略） 146 大動脈用ステントグラフト (1)・(2) （略） (3) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分） ① （略） ② 中枢端可動型 1,490,000円 ③ （略） (4)～(7) （略） 147～224 （略） III～IX （略）	別表 I （略） II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～132 （略） 133 血管内手術用カテーテル (1)～(8) （略） (9) 血栓除去用カテーテル ①・② （略） ③ 経皮的血栓除去用 34,000円 ④ （略） (10)～(22) （略） 134～145 （略） 146 大動脈用ステントグラフト (1)・(2) （略） (3) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分） ① （略） (新設) ② （略） (4)～(7) （略） 147～224 （略） III～IX （略）

第二条 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表 I （略） II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～063 （略）	別表 I （略） II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～063 （略）

064 脊椎固定用材料 (1)～(4) (略) (5) 脊椎スクリュー (可動型) ① (略) ② 横穴付き 97,900円 (6)～(11) (略) 065～111 (略) 112 ベースメーカー (1)～(3) (略) (4) デュアルチャンバ (リード一体型) 1,070,000円 (5)～(7) (略) 113～224 (略) Ⅲ～Ⅸ (略)	064 脊椎固定用材料 (1)～(4) (略) (5) 脊椎スクリュー (可動型) ① (略) ② 横穴付き 101,000円 (6)～(11) (略) 065～111 (略) 112 ベースメーカー (1)～(3) (略) (4) デュアルチャンバ (リード一体型) 1,170,000円 (5)～(7) (略) 113～224 (略) Ⅲ～Ⅸ (略)
--	---

附 則
この告示は、令和五年九月一日から適用する。ただし、第二条の規定は同年十一月一日から適用する。